

第16回環境省政策会議（概要）

日時：平成22年3月5日（金） 8時15分～9時00分

場所：衆議院本館第14控室

<議題>

- (1) 「環境影響評価法の一部を改正する法律案について」（中央環境審議会答申）
- (2) 海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（案）について
- (3) その他

<大谷政務官の司会により進行>

<総合環境政策局長から資料に沿って（1）を説明>

<水環境担当審議官から資料に沿って（2）を説明>

～以下、主な意見及び回答～

○配慮書について、第1種事業は作成しなければならないこととなっているのに対し、第2種事業は規定されていないようだが、作成しなくてもよいという趣旨か。

○ポンチ絵が簡略化しすぎではないか。新たな手続で導入する配慮書や報告書という言葉が反映されていないので分かりにくい。分かるようなものを作成してほしい。

○法律の趣旨に沿って進めることが大事。純粹に環境の保全の見地から住民から意見を求めるのはよいが、事業の実行可否について反対する住民が出てくるのが予想されるなど、法律を違った形で利用されるのは困る。そうならないよう各省と十分連携をとって調整してほしい。

○SEA手続の導入により、事業者は負担増になるとともに、長期化が懸念されるがこの点についてどう考えているか。

【田島環境副大臣からの回答】

・これまで改正点に着目した資料のみで、新制度によるフロー図は作成していなかった。御指摘の点を踏まえ、資料を作成したい。

・法律の趣旨に沿って進めることについて異論はない。SEA手続、事後調査等をきちんと実施することが、事業反対運動に対し、堂々と応対するための証明書となると事業者側が受け止めて頂けるなら、これまでに起きた社会的な衝突を回避するきっかけになるものと認識しており、うまく運用されることを期待している。

・SEA手続は、「急いで事はし損じる」とならないよう「急がば回れ」の精神で導入しようとしているもの。本制度は事業実施にブレーキをかけるためのものではなく、きちんと環境に配慮することにより、事業者に堂々と事業を実施していただくためのものである。‘早期段階から環境配慮した結果、スムーズに事業が進むこと’と、‘実施しなかったために後々問題となり事業が遅々として進まなくなること’のどちらが事業者にとってよいかは自明の理である。

【総合環境政策局長】

・第2種事業については、法第3条の9の規定により、「手続を行うことができる」となっており、義務ではないが”できる”規定を置いている。ただし、これまで第2種事業については、事業者がスクリーニング手続を経ることなく自主的にアセス法に則った手続きを実施している。

・今後の説明資料としては、改正事項がとけ込んだものについても作成したい。

・SEA手続の期間として、資料収集等に数ヶ月のリードタイムをお願いすることとなる。ただし、そこで実施されたことは、後の調査を簡略化できること、手戻りを防ぐことが考えられ、総体として期間が短くなるよう配慮してまいりたい。

○基本方針は環境省の方針なのか。農水省や国交省との協議はまだなのか。

海岸漂着物は、日常的に少しずつ漂着するものと、大量で市町村ではどうしようもないほどくるものがある。日常に少しずつくるものはいいとしても、大量にまたオイルが漂着する場合は大変な事態であり、場合分けする必要があるのではないか。

○最終的に自治体が撤去するが、いつも問題になるのはその費用負担である。予算措置についてどう考えているか。

○基本方針案のP1に「海岸漂着物等については、これまでも国や地方公共団体のほか、地域住民、特定非営利活動法人（以下「NPO」という。）その他の民間団体等、多様な主体によって様々な取組がなされてきた。」とあるが、国や地方団体はこの問題に対しては腰が重く、むしろ民間団体が積極的に取り組んできたことから、NPOの前に「なかんずく」を挿入してはどうか。

○海岸漂着物について、国内起因の分は3Rの進展により改善した。他方海外起因の海岸漂着物が問題となっている対馬では、年1～2回の回収では済まない。国境を接する島では漂着物のため苦勞している。

○日本は適正処理が進み、医療廃棄物等の不法投棄にも対応しているところであるが、海外はやりっ放しの面がある。これは3年間の措置だけで済む話ではない。恒久的な対応を御願います。

○NPOの方々の話を聞いてみると、3年間の措置だけでは厳しいとのことだった。また、国が基本方針ではなく計画を作り、地域がそれぞれ計画を作るべきとの話もあった。

【田島環境副大臣からの回答】

・基金は先の政権の補正で設けられたものでもあり、我々も歯がゆいところがあるが、今後3年間を見届け、その後も継続して取り組まなければならないと思う。

・また、海岸漂着物は中国や韓国から流れてくるだけでなく、日本からも流出しており、この問題はお互い様というだけでは済む話ではない。関係国が連携して、それぞれの責任を持って取り組むべきである。そのためにも3Rの徹底は大事。

・海岸漂着物には医療廃棄物等危険なものがあり、国としてもその処理の方法や意識啓発についての方策を検討していかなければならない。

・離島については、海岸漂着物の回収だけでなく、その運搬のコストが非常に高い。基本方針では離島に手厚く配慮することを記述しているところである。

【水環境担当審議官】

・各省協議について、法律上、環境大臣が国交・農水大臣に協議をかけることとされており、この手続自体はまだである。ただし、案を作る段階から、専門家の会合を開き、NPOや専門家の方々に御議論いただいている場に各省も入っていただいております、案への理解は進んでいる。

・大量に漂着する場合と日常的に漂着する場合について、大量に漂着する場合も二つあり、一つは災害である。これは基本方針の中にも災害に関する項目を設けたところ。廃棄物・リサイクル対策部の補助金等があり、これを積極的に活用する。また、イベント等により一時的に大量に発生する場合もあるが、この点も盛り込んでいる。日常については、3Rや適正処理の推進により、そもそもごみを減らすということを明確に規定した。

・費用については、本年度の補正予算で地域グリーンニューディール基金を設けた。全体550億円のうち、海岸漂着物対策として60億円を特出しして配分している。これは3年間の基金であり、当面はこれで対応する。

【田島環境副大臣挨拶】

アセス法については、今日頂いた御意見を踏まえ、閣議決定に向け、最終作業を進めていく。今後、法制局等々とのやりとりの中で条文に文言修正があれば、政策会議等々で改めてご説明させていただきたい。

(以上)